

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会
(第3回)における主な意見

1. 国際標準化、知的財産権等の活用を通じた世界市場での売上増加

【国際標準化】

(標準化戦略について)

- 標準化ロードマップの記載があるが、そもそもより大きな視点で事業成功へ向けた戦略を短期で策定し、実行すべき。
- 標準化は、ソリューション提供（課題解決）という視点が大事。
- 標準化したから成功する訳ではないため、標準化するものとしないうものを判断する必要がある。
- インテルの成功モデル等と同様の考え方で、勝ちパターンを作っていくべき。スマートグリッドや電気自動車においても、どのレイヤーを標準化するのか考える必要がある。

(標準化戦略の基盤について)

- 国際連携を進める必要があり、標準化人材の育成は資格など何らかの工夫をしていく必要がある。
- アジアと共同研究を行っても、丸め込まれるだけ。
- 共同研究のプログラムとあるが、アリーステージからの共同研究、仲間作りは重要である。

(官と民の役割の明確化等について)

- 官が取り組むべき点の明確化が必要。官は、事業活動の障害になっている制度の改善に取り組むべき。例えば、独禁法や税制の改善に焦点を当てるべき。

【国際知財システム】

- 実質的な相互承認に向け、条約の議論以外にも、他国との共同サーチなど、デファクトベースの取組を進めていくことが重要。
- 特許審査に関するITインフラ整備し、また、言語の壁を超えた知の集積ができるようにするべき。

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規産業の創出 【産学連携力の抜本的強化】

- 仮出願制度について、いい加減な出願ができる制度を求めているわけではない。質を向上させて本出願するのが前提。
- 世界で制度統一を目指し、米国で先発明主義が是正される動きがある中、米国仮出願のような制度をそのまま導入することに反対。
- 公的研究開発費において、国内外の権利取得や標準化に向けた準備費用なども積算に入れて支援すべき。
- 日本への知の集中を促進するため、職務発明制度の見直しについて引き続き検討すべき。
- 大学関係者に対しても、営業秘密の取扱いや論文発表前の特許出願など、知財戦略の意識浸透が重要。

【中小・ベンチャー企業の知的財産活用の促進】

- 中小企業の海外出願の支援については、有望な案件について手厚く支援できるようなものにすべき。
- 相談窓口整備にあたっては、弁護士会の「弁護士知財ネット」や弁理士会による同様な支援体制等とも連携することが効果的。
- 特許料等の減免制度について、全中小企業の対象化を「検討」に留めるのではなく、確実に実行してほしい。

【イノベーションインフラの整備】

- 権利が侵害訴訟で無効になっては、知財を活用したビジネスが成立しない。ダブルトラックの問題について制度的な解決が必要。
- 侵害訴訟と無効審判との判断齟齬は実際には多くない。ダブルトラックそのものよりも、「蒸し返し」の問題への対応が重要。

(以上)